

令和4年9月定例会

富士山南東消防組合議会会議録

令和4年8月10日

富士山南東消防組合議会

令和4年富士山南東消防組合議会9月定例会会議録目次

(8月10日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者	1
○議会事務担当職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○諸般の報告	3
○会期の決定	3
○会議録署名議員の指名	3
○報第 3号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）	4
○認第 1号 令和3年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について	5
○議第 9号 令和4年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）	8
○議第10号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	9
○一般質問	10
○閉会の挨拶	14
○閉会の宣告	15
○署名議員	15

令和4年富士山南東消防組合議会9月定例会会議録

議 事 日 程

令和4年8月10日（水曜日）午後3時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 報第 3号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
日程第 4 認第 1号 令和3年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について
日程第 5 議第 9号 令和4年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）
日程第 6 議第10号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
日程第 7 一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 報第 3号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
日程第 4 認第 1号 令和3年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について
日程第 5 議第 9号 令和4年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）
日程第 6 議第10号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
日程第 7 一般質問
-

出席議員（10名）

1番	杉澤正人君	2番	堀江和雄君
3番	井出春彦君	4番	植松英樹君
5番	藤江康儀君	6番	川原章寛君
7番	松田吉嗣君	8番	佐野利安君
9番	杉山茂規君	10番	土屋主久君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管 理 市 者 長 豊岡武士君 副 管 理 市 者 長 村田悠君
三 島

副 管 理 者 長	池 田 修 君	代 表 監 査 委 員	加 藤 寛 治 君
消 防 長	加 藤 浩 昭 君	裾 野 消 防 署 長	檜 田 晃 君
長 泉 消 防 署 長	下 山 和 典 君	総 務 課 長	鈴 木 清 明 君
予 防 課 長	高 村 新 一 君	警 防 救 急 課 長	三 田 英 二 君
通 信 指 令 課 長	土 屋 寿 一 郎 君		

議会事務担当職員

書 記 長	風 間 光 明 君	書 記	関 智 勝 君
書 記	大 西 保 信 君		

開会 午後 3時00分

◎開会の宣告

○議長（松田吉嗣君） 出席議員が定足数に達しましたので、これより令和4年富士山南東消防組合議会9月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（松田吉嗣君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（松田吉嗣君） 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により、管理者及び監査委員宛て出席方を通告しておきましたので、御報告を申し上げます。
本日の議事日程は、お手元に配付した日程のとおりでございます。

◎会期の決定

○議長（松田吉嗣君） これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長において、1番 杉澤正人君、2番 堀江和雄君の両君を指名いたします。

ここで、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） 議員の皆様、改めましてこんにちは。お暑うございます。

本日は令和4年富士山南東消防組合議会9月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席をいただき、ここに開会の運びとなりましたこと、また、日頃より消防行政の推進に格別なる御理解と御協力を賜っておりまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本日、御提案申し上げます議案であります。専決処分の報告が1件、令和3年度消防組合会計決算認定について、令和4年度消防組合会計補正予算案（第1号）について、消防組条例の一部を改正する条例案が1件の計4件でございます。詳細につきましては、この後、消防長から御説明させていただきますので、何とぞ御審議をいただき、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。管理者としての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎報第3号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第3 報第3号 専決処分の報告について報告を行います。

本件について、当局から報告を願います。

加藤消防長。

○消防長（加藤浩昭君） ただいま上程になりました報第3号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

これは令和4年4月12日午後2時5分頃、転院搬送の要請を受けて出動した三島消防署の救急車が傷病者を収容し、受入先の医療機関に向けて出発、市道を西進し、三島市新谷地先の信号機のない交差点に差しかかったところ、北進してきた相手方軽トラックと接触し、双方の車両が損傷したものです。

この事故における過失割合は、当方10%、相手方90%で、相手方車両の修理に要した費用16万4,208円のうち、10%となる1万6,421円を本組合が負担することで示談が整いましたので、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定により、令和4年6月15日付で専決処分いたしましたので、議会に報告するものであります。

なお、損害賠償につきましては、保険により対応させていただきましたので、併せて御報告申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 当局からの報告が終わりました。

ここで、議長からお願いを申し上げます。

質疑については、1回の発言につきおおむね3分をめどとすることになっております。整理し

て発言をお願いいたします。

これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

◎認第1号 令和3年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第4 認第1号 令和3年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定ついてを議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

加藤消防長。

○消防長（加藤浩昭君） ただいま上程になりました認第1号 令和3年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について、提案理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第233条第1項の規定により調製いたしました歳入歳出決算につきまして、同条第2項の規定による監査委員の審査に付し、その意見をつけて同条第3項に定めるところにより、議会の認定をいただきたく御提案を申し上げるものでございます。

初めに、決算の概要を御説明申し上げます。

お手元の令和3年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算書30ページを御覧ください。

歳入総額は27億1,419万9,934円、歳出総額は26億4,874万9,571円、歳入歳出差引額は6,545万363円となり、繰越明許費など翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、6,545万363円が実質収支額となります。

それでは、歳入の概要について御説明申し上げます。

決算書8ページ、9ページを御覧ください。

歳入に係る事項別明細書でございますが、1款分担金及び負担金は収入済額24億8,557万1,342円で、構成市町からの負担金です。構成市町それぞれの負担額は、右側備考欄に記載のとおりでありますので御覧ください。

続きまして、2款使用料及び手数料は収入済額414万6,350円で、管内の危険物施設に係る許認可事務の手数料が主なものでございます。

次に、4款の県支出金は収入済額2,074万5,874円で、一部10ページから11ページになりますが、令和2年度繰越明許費を含む地震・津波対策等減災交付金及び消防救急体制整備費補助金になります。地震・津波対策等減災交付金の内訳は、新型コロナウイルス感染防止対策資機材として、令和2年度繰越明許費343万9,000円、常備消防用防災資機材整備事業として救急救助業務用物品など262万7,000円、住民防災教育事業として応急手当講習用物品など74万6,000円、審査会事業として塔体付消防ポンプ自動車整備費1,000万円の交付を受けました。

また、消防救急体制整備費補助金は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する費用393万3,874円の交付を受けました。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。

6款寄附金は、収入済額20万円です。裾野市須山出身の方から、須山地区の救急業務を支援したいという目的で御寄附をいただいております。

7款繰越金は、令和2年度消防組合会計の繰越金として、令和2年度繰越明許費を含む収入済額9,219万5,048円です。

次に、8款諸収入は、収入済額2,634万1,320円です。構成市町や静岡県消防学校へ派遣しています職員の人件費、負担金のほか、高速道路における救急業務支弁金などが主なものです。

続きまして、12ページ、13ページを御覧ください。

9款組合債は収入済額8,500万円で、長泉消防署に配備した塔体付消防ポンプ自動車の整備に充てた地方債です。

続きまして、歳出の概要を御説明申し上げます。

決算書14ページ、15ページを御覧ください。

1款議会費は支出済額48万2,518円で、主な支出は議員報酬で、執行率は45.9%です。

次に、16ページ、17ページを御覧ください。

2款総務費は、支出済額5,855万9,854円です。2款は1項総務管理費と2項監査委員費で構成しております。

最初に、2款1項総務管理費は、支出済額5,838万1,436円で、執行率は90.9%です。総務管理費は、特別職、委員、非常勤職員の人件費や総務管理事業、人事管理事業に係る事業費で、それぞれの事業の支出額は、17ページ右端の備考欄に記載してございますので御覧ください。

特別職の人件費は11万1,000円、委員報酬は個人情報保護審査会を1回開催し3万7,500円を、また、非常勤職員の人件費は、産業医への報酬30万円でございます。

次に、総務管理事業は、支出済額4,740万8,548円です。消耗品費及び通信運搬費に加え、事務系コンピューター及びネットワークなどの使用料のほか、三島市への会計事務負担金、工事管理事務負担金などが主なものです。

続きまして、人事管理事業は、17ページ備考欄の中段に記載がございます。

支出済額は1,052万4,388円で、職員健康診断委託料、人事評価制度に係る委託料のほか、職員昇任試験委託料などが主なものです。

16ページ、17ページ下段から18ページ、19ページを御覧ください。

2款2項監査委員費は支出済額17万8,418円、執行率は72%です。監査委員報酬及び消耗品費です。

続きまして、20ページ、21ページを御覧ください。

3款消防費は、支出済額25億4,804万425円です。3款1項消防費は、1目常備消防費と2目消防施設費で構成をしております。

初めに、1 日常備消防費の支出済額は24億5,262万3,305円、執行率は98.7%です。職員人件費をはじめ救急高度化推進事業、消防防災事業、消防指令センター運営事業に係る事業費で、21ページから25ページの備考欄に記載がございます。

決算書21ページを御覧ください。

職員の人件費の支出済額は21億9,302万612円で、職員の給料及び各種手当でございます。

次に、救急高度化推進事業の支出済額は3,994万7,218円で、消防本部及び各署所における救急業務に係る運営事業費です。

続きまして、23ページ、備考欄上段を御覧ください。

消防防災事業の支出済額は、1億1,440万4,951円です。これは消防本部及び各署所における消防業務を推進するための事業運営費でございます。

次に、23ページ下段から25ページ上段を御覧ください。

消防指令センター運営事業は、支出済額1億525万524円です。通報受付業務や部隊運用管理等を行うため、通信指令機器及び消防救急デジタル無線の維持管理に要する経費などが主なものです。

続きまして、2目消防施設費は、24ページ、25ページ下段を御覧ください。

支出済額は9,541万7,120円で、執行率99.4%です。消防施設整備事業における支出済額は24万9,700円で、三島消防署中郷分遣所建設に係る土地価格鑑定委託料です。消防車両整備事業における支出済額は9,516万7,420円です。長泉消防署に配備しました塔体付消防ポンプ自動車の整備費です。

次に、26ページ、27ページを御覧ください。

4款公債費は支出済額4,166万6,774円で、組合債の元金償還金及び償還利子です。

次に、28ページ、29ページを御覧ください。

5款予備費では、3款1項1日常備消防費の10節需用費に183万6,800円を充用しております。これは、長泉消防庁舎の受水槽加圧給水ユニットが夏の時期に故障したことにより、職員の業務及び職員に対する衛生面に支障を来すことから、緊急に修繕する必要が生じたため、予備費からの充用をさせていただきました。

最後になりますが、31ページから34ページ、財産に関する調書及び別冊で令和3年度主要な施策の成果と予算執行状況報告書など、併せて御確認いただきますようお願いいたします。

以上、令和3年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算についての提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 次に、監査委員から決算審査の報告を願います。

加藤代表監査委員。

○代表監査委員（加藤寛治君） ただいま上程されました認第1号 令和3年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定につきまして、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付されました令和3年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算について、監査委員を代表して審査結

果を御報告申し上げます。

審査の結果でございますが、決算書及び附属書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は関係帳簿及び証書類と符合し正確であり、令和3年度における収支決算額を適正に表示しているものと認めましたので、御報告申し上げます。

審査の結果の詳細につきましては、お手元に配付されております令和3年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算審査意見書に記載してありますので、御参照いただきたいと思います。

以上をもちまして、決算審査の結果報告といたします。

○議長（松田吉嗣君） 以上で当局からの説明並びに監査委員の報告が終わりました。

これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより認第1号 令和3年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

原案どおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田吉嗣君） 起立全員と認めます。よって、認第1号は原案どおり認定されました。

◎議第9号 令和4年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第5 議第9号 令和4年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）を議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

加藤消防長。

○消防長（加藤浩昭君） ただいま上程になりました議第9号 令和4年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

令和4年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額は変更せず歳入予算の補正を行うもので、令和3年度富士山南東消防組合会計の歳入歳出差引額を繰越金として歳入し、構成市町の負担金を減額しようとするものです。

それでは、4ページ、5ページを御覧ください。

歳入ですが、1款1項1目市町負担金は、令和3年度繰越金を繰り入れることから、補正前の額26億7,543万3,000円から6,544万9,000円を減額し、市町負担金を26億998万4,000円にしようとするものです。構成する市町の負担金の減額しようとする額の内訳につきましては、5ページ、

説明欄に記載のとおりでございます。

続きまして、6ページ、7ページを御覧ください。

7款1項1目繰越金ですが、令和3年度富士山南東消防組合会計繰越金として6,544万9,000円を繰り入れ、6,545万円にしようとするものです。

議第9号 令和4年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）についての説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第9号 令和4年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第9号は原案どおり可決されました。

◎議第10号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第6 議第10号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

当局から提案理由の説明を願います。

加藤消防長。

○消防長（加藤浩昭君） ただいま上程になりました議第10号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、提案理由を御説明申し上げます。

これは育児を行う正規職員及び非常勤職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和4年10月1日に施行され、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されることに伴い、職員が同一の子について育児休業をすることができる回数が原則2回までと改められたことを受け、2回の育児休業の取得に再度取得ができる特別の事情について、国家公務員に準じた措置を講じるとともに、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するなど所要の改正を行うもので、令和4年10月1日から施行しようとするものです。

以上で、議第10号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 説明が終わりましたので、これより議第10号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、議第10号についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより議第10号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第10号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第10号は原案どおり可決されました。

◎一般質問

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第7 一般質問を行います。

ここで、議長からお願いを申し上げます。

質問は本日1日で行いますので、質問時間は答弁も含め40分以内でお願いをしたいと思います。

なお、当局は議員の質問に対し、明確に答弁することを要望いたします。

通告者は1名であります。

5番 藤江康儀君の発言を許します。

藤江康儀君。

〔議員 藤江康儀君登壇〕

○議員（藤江康儀君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

三島市議会6月定例会で、一般質問にてドローンとAEDについて質問させていただきました。今回はAED等について、構成市町及び消防機関において詳細を確認させていただきたいと思っております。

消防年報、この前頂きました冊子でございますが、56、57ページの救急業務の状況のうち、現場到着時、心肺停止傷病者の状況、バイスタンダー、その場に居合わせた人でございますが、その実施状況等についてお伺いをいたします。

質問事項1、住民による応急手当の実施状況とその効果について伺ってまいります。

1の1、応急手当普及講習の状況について。

1の2、口頭指導とバイスタンダー、その場に居合わせた人でございますが、実施状況につい

て。

1の3、住民によりAEDが施された傷病者の用途、事例検証について伺ってまいります。

まず1の1、応急手当の講習の状況について伺ってまいります。

三島市では、新規採用職員や学校教職員等に対して、救急講習を富士山南東消防組合本部に依頼していると三島市議会6月定例会一般質問で伺いました。裾野市、長泉町におかれましても、同様と認識しているところでございます。

令和3年版消防年報によれば、延べ24回の講習が行われ、138人が受講したとされております。令和元年には100件以上の救急講習が行われていたと、令和元年消防年報から確認をいたしました。この24回の中には、構成市町がAEDを設置した施設の職員や学校関係者、含まれているのか否かお伺いいたします。あわせて、極端に少ない講習回数の原因についてもお伺いをいたします。

○議長（松田吉嗣君） 三田警防救急課長。

○警防救急課長（三田英二君） 応急手当普及講習の実施状況についてお答えいたします。

令和3年中の統計に記載の救急講習は、当本部が認定証を交付した講習の数字でございます。この講習には、当本部職員が直接指導したものと普及員が自身の事業所で指導し、認定するものの2通りがございます。普及員とは、過去に当本部職員が行う3日間24時間の講習を受講することで、資格を取得した者となります。

令和3年の講習回数及び受講者数の内訳でございますが、当本部職員指導によるものが2回、16人、裾野市内事業所にて同事業所普及員が指導者となって実施したものが21回、113人、長泉町内事業所にて同事業所普及員が指導者となって実施したものが1回、9人で、合計24回、138人でしたが、構成市町の職員及び学校関係者に対する講習はございませんでした。令和3年は新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、令和2年4月から令和3年11月まで救急講習を行わなかったことで、このような開催回数となっております。

先ほども申し上げましたが、講習回数は各種救命講習等受講者に対し認定証及び修了証を発行するものを対象としたものでございますが、これ以外に訓練機材を貸し出し、学校独自で実施したものが、三島市が23件、裾野市が1件、長泉町が10件で、合計34件ございました。

なお、感染拡大前の令和元年中における構成市町職員及び教職員に対する講習は46回実施し、令和4年からは感染対策を徹底し、現在まで構成市町職員及び教職員に対する救命講習は16回実施しております。

以上でございます。

○議長（松田吉嗣君） 藤江康儀君。

○議員（藤江康儀君） 講習件数については理解をいたしました。コロナ禍ではありますが、感染対策を徹底して、助かる命を助けられるように、進んで構成市町での救急講習実施をさらに進めたいと要望しておきます。

次に、1の2、口頭指導とバイスタンダー実施状況についてお伺いをいたします。

消防年報によりますと、203人の心肺停止傷病者に対し175人の口頭指導がなされ、バイスタンダー、いわゆるその場に居合わせた人がAED 9件、心肺蘇生1件、胸骨圧迫65件、人工呼吸2件、合わせて77件実施したとありますが、119番通報時の通報者は通常冷静ではいられないと私は考えますが、どのような口頭指導をしているのかお伺いをいたします。

また、口頭指導件数と処置件数には大きな乖離があると思いますが、どのように捉えているのか併せてお伺いをいたします。

○議長（松田吉嗣君） 土屋通信指令課長。

○通信指令課長（土屋寿一郎君） 口頭指導の状況、心肺停止傷病者の口頭指導と処置件数の乖離についてお答えします。

口頭指導にはAED心肺蘇生、胸骨圧迫、人工呼吸のほかにも気道確保、異物除去、止血、移動、体位管理等があります。慌てている通報者には既に救急車が向かっている旨を伝え、安心感を与えて落ち着かせます。また、協力者が近くにいれば、助けてもらうように指導します。救急隊が到着するまでに通報者が応急手当を実施することとなりますので、携帯電話や子機を使用した通報の場合には、スピーカー機能に切り替えていただき、通報者が指令員の指導を聞きながら応急処置を実施するように促しています。また、救急車が現場到着まで通報をつないでおくなど工夫をして、具体的な指導を行っています。

次に、心肺停止傷病者の口頭指導と処置件数の乖離について説明させていただきます。

口頭指導により通報者に応急手当を促しても、通報者が通行人など他人であり近寄りたくないことや、通報者が高齢等のため実施できない場合があります。また、救急隊が現場到着時までに応急手当を実施していたが、救急隊を誘導するため応急手当を中断した場合は件数に含まれません。そのため、処置件数は口頭指導件数より少なくなります。

最後に、口頭指導の検証についてお答えします。

口頭指導による検証は、駿東田方メディカルコントロール協議会において、年1回検証を行っています。通信指令課の救急救命士が事案を抽出し、心肺停止が疑われるまたは心肺停止に移行する可能性のある通報内容に対し、口頭指導を実施できなかった場合はもちろんのこと、実施した事案も検証対象となります。必要により、検証医による助言を受けることとなっております。その検証結果を通信指令課職員に対してフィードバックをして、職員の教育訓練に活用しています。

以上となります。

○議長（松田吉嗣君） 藤江康儀君。

○議員（藤江康儀君） 口頭指導については、専門分野につき理解をするところではありますが、特に夜間の高齢者等、本当に気が動転していてなかなか難しいことがあると思います。さらに検証を進め、模擬訓練等で理解度を図り、徹底をしていただき、口頭指導の強化をお願いしておきます。

次に、1の3、住民によりAEDが施された傷病者の予後と事例検証についてお伺いをいたし

ます。

ここまで各自治体が設置し、地域住民、教職員等から救急隊へつなぐところまで伺ってまいりました。令和3年度に公共施設ではなくコンビニエンスストアで1件、AEDが使用された事例があり、その方は無事回復されたと伺いました。

そこで、この消防年報の現場到着時心肺停止傷病者の状況にある1カ月後の生存者9名とありますが、AEDなどいずれかのバイスタンダーによる応急手当があった方々なのかどうかお伺いをいたします。また、住民や自治体に救急講習を実施していく上で、このような貴重なデータを検証して次へつなげていくことが肝要と考えます。バイスタンダーや口頭指導などの検証はどのようにしているのかお伺いをいたします。

○議長（松田吉嗣君） 三田警防救急課長。

○警防救急課長（三田英二君） 住民によるAEDが施された傷病者の予後と事例検証についてお答えいたします。

令和3年中の統計に記載の現場到着時心肺停止傷病者の状況にある心肺蘇生対象傷病者の1カ月後の生存者9人の内訳でございますが、3人の方は市民による胸骨圧迫とAED使用によるもので、2人の方は市民による胸骨圧迫のみによるものです。4人の方についてバイスタンダーは存在しましたが、応急手当は行われず、救急隊到着後の処置により生存した方となっています。

なお、AEDを使用して応急手当が行われた3件のうち、2件の方が社会復帰をされております。

また、心肺停止傷病者の救急事案に対しては、救急隊が事後検証表、傷病者の状況、容体及びこれに対する救急隊の処置を詳細に記載したものを作成しまして、担当救急救命士による1次検証、また医師による2次検証などが実施され、適正な処置が行われたかを検証いたしております。

以上でございます。

○議長（松田吉嗣君） 藤江康儀君。

○議員（藤江康儀君） 私も防災訓練等で、女性消防団員がよくAEDの講習をやってくれているということで、市民の皆様方も、私もやったことあるんですけども、なかなかその場においてAEDをできるかという難しいというようなことがあると思いますので、いろいろ状況は承知をいたします。

今回、AEDについて伺ってまいりました。AEDがあっても不幸にも助かる命を助けることができなかつたある中学校の事例から、こんなことが三島市であって起こってはいけないという思いから質問をさせていただきました。幸いにも三島市内の小・中学校ではAEDを使用するに至った事例はなく、安堵したことでありますが、この異常気象の昨今、何が起こるか分かりません。各首長におかれましても、小・中学校などの教職現場におきましては、その緊急性を重視していただき、担当者への指導を徹底して正しい知識を身につけていれば、かならず助かる命を救うことができるということで、今後とも市役所職員、教職員に限らず、救急講習に力を入れていただきたいと思います。

また、バイスタンダーから救急隊、医療機関へとつないだ命について、また不幸にも亡くなられた方の事例についても検証し、次につなげていただきたいと思います。

組合消防となって7年目となりました。AED1つにとっても、構成市町と消防組合の関係がさらに強固になるとともに、三島市外の構成市町におかれましても公共施設以外のAED設置に御尽力をいただき、さらに地域住民の安心・安全に寄与するものと考え、提案して私の一般質問を終わります。

○議長（松田吉嗣君） 以上で5番 藤江康儀君の質問を打ち切ります。

以上で通告者による一般質問は全て終了いたしました。

これで一般質問を打ち切ります。

◎閉会の挨拶

○議長（松田吉嗣君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） 本日は誠にありがとうございました。令和4年度富士山南東消防組合議会9月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

富士山南東消防組合議会9月定例会をに御提案いたしました各議案等につきまして、慎重に御審議の上、議決を賜り、誠にありがとうございました。

日頃よりいただいております貴重な御意見、御提言につきましては、今後の組合運営に十分生かしてまいりたいと考えておりますので、今後ともより一層の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

先月の7月27日でありましたけれども、南海トラフ巨大地震を想定した緊急消防援助隊全国合同図上訓練がございまして、総務省消防庁と連携し、実施をいたしました。映像配信により国・県と情報を共有し、電話や無線で直接連絡を取るなどにより、発災直後から緊急消防援助隊の受入れまでの流れを確認したところでございます。来る11月には第6回緊急消防援助隊全国合同訓練として、静岡県内複数の会場におきまして、全国からおよそ650隊の緊急消防援助隊が採集する実動訓練が展開されます。しっかりと確認、検証を行い、災害時の対応の強化、充実につなげてまいります。

さて、新型コロナウイルス感染症に関してでございますが、静岡県は国評価レベル2としておりますが、医療提供体制によっては自主的にレベル3の感染爆発により適切な医療を提供できなくなるレベルと同様の状況が続いていることから、現在、静岡県医療ひっ迫警報が発令中であります。当消防組合におきましては、8月10日現在、9名の感染者と1名の濃厚接触者が判明をいたしておるところでございますが、消防及び救急体制におきましては、体制に影響の

ないよう努めているところでございます。

また、当消防組合といたしましては、医療機関を含む関係機関との情報共有に努め、引き続き感染防止に万全を期して、救急や消火をはじめとした必要な業務に当たってまいります。

どうぞ委員の皆様におかれましても、くれぐれも御健康に御留意をいただき、ますます御活躍されますことを御祈念申し上げまして、簡単ではありますが閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（松田吉嗣君） これをもちまして、令和4年富士山南東消防組合議会9月定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 3時51分

地方自治法第123条の規定により署名する

令和4年8月10日

議 長 松 田 吉 嗣

署 名 議 員 杉 澤 正 人

署 名 議 員 堀 江 和 雄